破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６４号

宮城県東松島市矢本字北浦252番地８
債務者　菅野　純一
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　清則
4　破産債権の届出期間　平成26年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第６７号

福井県坂井市坂井町下兵庫第62号５番地
債務者　田﨑兄弟商店こと　田﨑　幸治
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乙部幸市郎
4　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７４号

北海道旭川市末広６条９丁目５番７号
債務者　佐藤　忠男
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　破産債権の届出期間　平成26年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１号

山形県酒田市新堀字豊森26番地の17
債務者　長谷川くに子
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　　稔
4　破産債権の届出期間　平成26年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１１４号

東京都羽村市羽中１丁目８番22号
債務者　小栗　明美
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　弘康
4　破産債権の届出期間　平成26年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１７１号

東京都東村山市栄町３丁目10番地40パラストハイムサカエ302
債務者　大川　敏雄
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田　真明
4　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１号

静岡県田方郡函南町仁田122番地の６　クエスト三田Ｂ102
債務者　畑山　俊助
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　裕子
4　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号

栃木県大田原市加治屋83番地51　ケイズリンク加治屋Ｃ棟103号室、前住所栃木県那須塩原市東三島６丁目395番地34
債務者　中山　孝行
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　桂弥
4　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１６１号

東京都八王子市犬目町268番地10
債務者　峯　　正市
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　行方　美彦
4　破産債権の届出期間　平成26年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１７７号

東京都八王子市並木町５番１―705号
債務者　藤原奈穂子
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　瑞穂
4　破産債権の届出期間　平成26年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５３号

埼玉県児玉郡美里町関2085―１　グリーンヒル美里内、住民票上の住所埼玉県新座市畑中１丁目11番22号
債務者　村山　純一
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　純二
4　破産債権の届出期間　平成26年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０６４号

東京都東大和市桜が丘３丁目44番地の32桜が丘団地４―405号
債務者　増坂　　健
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　祐介
4　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９３号

相模原市中央区共和１丁目３番49―502号
債務者　佐藤　則幸
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬野　陽仁
4　破産債権の届出期間　平成26年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月３日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３９号

群馬県前橋市朝倉町２丁目９番地　Ｉ―207号
債務者　小板橋　忠
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永島　隆明
4　破産債権の届出期間　平成26年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係